

2020年度同志社大学大学院司法研究科
後期日程入学試験問題解説
憲法

問題 裁判の公開について以下の問いに答えよ。

小問1 憲法 82 条にいう裁判が公開されるとはどのような意味か。それは、権利の問題か、権利の問題ではないか。判例の立場と学説の主張の双方に触れながら論じなさい。

小問2 憲法上公開されなければならない裁判とはどのようなもので、裁判のどの部分が公開されなければならないか。判例も参照しながら憲法の条文に則して説明した上で、人事訴訟法 22 条 1 項が対審の一部を公開しないで行うことができるとしていることの合憲性について論じなさい。

解説

小問1 裁判の公開の語は、当事者への公開、弁護士への公開等の意味をもちうるが、82 条にいう公開とは、自由な傍聴を一般に許すとの意味である。最高裁は、レペタ訴訟・最大判平成元年 3 月 8 日民集 43 卷 2 号 89 頁で、これは、「裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障」するもので、「各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることまでを認めたものでない」としたが、学説では、表現の自由の保障が少なくとも積極的情報収集権の抽象的な保障を含んでおり、憲法 82 条がこれを具体化している以上、傍聴は権利の問題と理解すべきだとの見解も有力である。

小問2 判例は、「性質上純然たる訴訟事件につき、当事者の意思いかんに拘わらず終局的に、事実を確定し当事者の主張する権利義務の存否を確定するような裁判が、憲法所定の例外の場合を除き、公開の法廷における対審及び判決によつてなされないとするならば、それは憲法 82 条に違反すると共に、同 32 条が基本的人権として裁判請求権を認めた趣旨をも没却するものといわねばならない」とする（最大決昭和 35 年 7 月 6 日民集 14 卷 9 号 1657 頁）。裁判の判決は絶対公開で、対審については、82 条 2 項所定の手続（「裁判官の全員一致で…決した場合」）をとれば、同項所定の実体的要件（「公の秩序又は善良の風俗を害する虞がある」）が満たされているかぎり非公開にできるが、但書き所定の場合（「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審」）は絶対公開となる。対審とは、民事裁判では口頭弁論、刑事裁判では公判手続がこれにあたり、裁判手続の核心以外の部分、たとえば、文書提出命令に際しての裁判官のみによる審理や公判前整理手続はこれにあたらぬものとされているのであろう。人事訴訟法は、純然たる訴訟事件の口頭弁論を、82 条 1 項所定の手続の下で、非公開にすることを認めて

いるが、これが82条1項にいう公序良俗を害する虞がある場合に当たるかについては、肯定する説と、それらが刑事訴訟でも問題になることから、拡張的解釈を否定し、例示的列挙であるとする説がある。公開要求が強すぎて、個人の権利の保護に背馳する可能性すらあるため、少なくとも後者の立場が採られる必要があるだろう。